

基本目標2

みんなの行動で、
まわりの課題に早く気づき、
解決につなげられる地域をつくろう

地域の中に存在する課題は、表面化しやすいものや地域住民であっても気づきにくいものなど様々ですが、これらの課題に早く気づき、対応することが重要です。

また、地域住民が、それらの課題に対して自らの活動でその解決を図るとともに、専門的な対応が必要な場合には行政などの関係機関と連携しながら、スムーズな相談とサービスの利用につなげられることが求められます。



基本施策

1. 地域内で連携し、情報を共有しよう
2. みんなが相談しやすい地域をつくろう
3. ふれあい、交流の場をつくろう
4. 気軽にサービスを利用できるようにしよう
5. 福祉対策推進協議会・地域福祉推進会を中心に
まとまろう

この基本目標に基づく取り組み(基本施策)はどのような課題に対応するものか、
第2章でまとめた課題(P. 31～32)との関連表として示します。

お茶の間トークや ふれあいトークで出された課題		課題の解決に向けた 取り組み(基本施策)				
		1 地域内で連携し、 情報を共有しよう	2 みんなが相談しやす い地域をつくろう	3 ふれあい、交流の場 をつくろう	4 気軽にサービスを利用 できる仕組みをつくろう	5 福祉対策推進協議会・ 地域福祉推進会を 中心にまとまるよう
1. 家庭内の問題の肥大化						
子どもや高齢者に対する虐待	障がい者のいる家庭の負担	◎	◎	◎	○	○
子育て中の母親のストレス	子どもの不登校やひきこもり	◎	◎	◎	○	○
ひとり暮らしの高齢者の増加	など					
2. 子どもを守り、育てることに関する不安や悩み						
コミュニケーション力の低下	子どもに関する事件、事故の増加	◎	○	◎	○	◎
保護者のしつけの不徹底	地域の防犯機能の低下	◎	○	◎	○	◎
障がいについての教育不足	など					
3. サービスや制度の利用に関する問題						
サービス利用への抵抗感	公的サービスの不便性	◎	◎	—	◎	○
相談窓口の不明確さ	サービスの需要と供給の不一致	◎	◎	—	◎	○
サービス選択の困難性	など					
4. 支援が必要な方の生活不安						
移動困難による生活不便	地域との関わりへの不安	○	◎	○	◎	◎
災害時の支援体制の不安	障がい者の就職不安	○	◎	○	◎	◎
金銭管理についての不安	など					
5. 人々の交流や関わりの希薄化						
近所付き合いの減少	身近な相談相手の不在	○	◎	◎	—	◎
高齢者、障がい者の孤立	地域住民同士のトラブル	○	◎	◎	—	◎
地域行事への参加者の減少	など					
6. 地域内による協力体制と理解の低下						
自治会(町内会など)の地域活動の低下	高齢者、障がい者への理解不足	○	◎	◎	—	◎
助け合いの意識の不足	ボランティア活動の不足	○	◎	◎	—	◎
協力の受入体制の未整備	など					

(記号の説明) ◎:左の課題の解決策としてより大きな効果が期待される施策
○:左の課題の解決に関わりがあるとと思われる施策

基本施策1：地域内で連携し、情報を共有しよう

概要

民生委員・児童委員、自治会(町内会など)をはじめとする地域内の様々な団体などによる活動と、地域住民同士の近所付き合いがうまく融合し、情報を共有することができれば、支援が必要な方々を専門的な支援につなげることができます。

また、そうした地域住民を中心とする活動と、サービスを提供する側の事業者による支援が連携することで、支援が必要な方々がより適切なサービスを利用する機会が確保できることになります。

施策の内容

1. 地域住民による情報収集の促進

(1) 現状と課題

支援が必要な方々、特に、深刻な問題を抱える当事者やその家族の方ほど周りとの関わりを拒みがちです。そのような方々にとっては、地域の団体による見守りや声かけなどの活動も、監視と捉えられることさえあるなど、理解が得られにくいという状況もあります。

また、個人情報保護の観点から、情報が共有しにくくなってきていることで、団体の活動が制限される事例も見られてきており、地域内で情報を共有していくためには、住民同士が理解し合うことが重要になっています。

【お茶の間トークでの意見から】

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が多い。
- ・住民同士の付き合いが少なくなった。
- ・あいさつをしない人が増えた。
- ・災害時などにすぐに避難できるか不安。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・個人情報のため、地域の方々への協力が求めにくい。
- ・地域の方々とのコミュニケーションが大変。
- ・ご近所に迷惑をかけることがあり、肩身が狭い。
- ・ご近所の方にサービス以外の支援を頼めるのか不安。
- ・訪問しても家から出てこない人がいる。

(2) 取り組みの方向

地域内の様々な団体による見守りや声かけなどを行うことは、支援が必要な方々の生活課題を早期に発見するために大切なことです。福対協等を中心とする「ふれあいネットワーク^{*}」などを活用した活動なども、地域内の支援が必要な方々の情報を把握するうえで重要な取り組みの一つです。

また、そのような団体ごとの取り組みに併せて、まずは地域住民一人ひとりが「向こう三軒両隣」の気持ちで、できる範囲の声かけなどを始め、身近な近所付き合いの中でお互いの情報を共有することも必要です。

今後は、地域福祉への理解づくりを進めながら、このような地域での活動についての意識啓発を図っていきます。

(3) 取り組みの内容と目標

【市、社協がともに主体となって進めること】


- 災害時に、支援が必要な方々にどのような支援を行い、当事者の方々自身はどのように行動すべきかを示す「災害時福祉行動マニュアル(仮称)」の作成を進めます。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検討	検討	作成	検証	見直し

基本目標2 みんなの行動で、まわりの課題に早く気づき、解決につなげられる地域をつくろう
基本施策1：地域内で連携し、情報を共有しよう

【社協が主体となって進めること】

- 「ふれあいネットワーク」の周知と機能の強化を図ります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実 施				

◎「災害時福祉行動マニュアル(仮称)」について

災害時に、安全な場所に避難するなどの行動をとったり、避難後の生活で何らかの支援が必要な「災害時要援護者」についての支援の方法を明確にします。

「災害時要援護者」に登録されている方々についての支援マニュアルを作成するとともに、それ以外にも、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの様々な対象者を想定した支援策を考えるものです。

2. 地域住民と専門機関による連携の促進

(1) 現状と課題

地域住民は、そこで生活している人にしか見えない生活課題を見つけることができます。しかし、地域によっては少子高齢化や過疎化が急速に進んでいる現状もあり、発見された生活課題の中には、地域住民だけで解決するのは難しく、専門的な対応を要するものも多く存在します。

一方、行政、事業者などの専門機関では、地域の生活課題という幅広い切り口になると、サービスの提供だけでは解決が困難な分野をまたがる複雑な課題も多く、容易には対応できないという現状もあります。

こうした中で、地域の中の様々な課題に対応していくためには、地域住民や行政、事業者などの専門機関が、地域の生活課題の発見、解決という共通の目的のために連携しながら取り組むという認識をそれぞれに持つことが必要になっています。

【お茶の間トークでの意見から】

- ・よく徘徊しているお年寄りのことが心配。
- ・坂や階段が多く、高齢者の安否確認に訪問するのが大変。
- ・複雑な問題を抱えた家族のことが心配。
- ・子どもが危ない場所で遊んでいる。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・地域によって高齢者人口の差があり、対策も異なる。
- ・地域に気になる高齢者がいるが、支援の仕方がわからない。
- ・ヘルパーさんが帰った後に不安を感じている人がいる。
- ・必要なサービスを選ぶのが難しい。
- ・サービスの利用に抵抗を感じている人がいる。

(2) 取り組みの方向

支援が必要な方々が地域の中で安心して暮らしていくためには、それぞれの方々に合った様々なサービスが地域の中で提供されることが必要です。

そのため、より身近な地域の中で住民と関係機関相互の連絡体制を整備し、情報交換を密に行える仕組みを確立することで、それぞれの連携の強化に取り組めます。

これにより、地域住民の福祉活動、行政による支援、事業者が提供するサービスの情報などがうまくつながり、それぞれの役割分担を進めながら、課題の解決に向けて素早く対応できるような地域づくりに向けて取り組めます。

(3) 取り組みの内容と目標

【社協が主体となって進めること】

- 地区ごとに、「地域コミュニティケア会議(仮称)」を実施し、市、社協、事業者のほか、地域の活動団体や民生委員・児童委員などを含めた、地域を切り口とした多様な主体によるネットワーク化の促進を図ります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
調 整	モデル地区実施 (3地区)	3地区	6地区	6地区

- 各分野においてサービスを提供する事業所の方々を対象に、地域福祉の必要性や各分野の制度・サービスを学ぶための講演会や研修会を実施します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検 討	1回	2回	3回	3回 (見直し)

◎「地域コミュニティケア会議(仮称)」について

社協の地区担当者が中心となり、支援が必要な方々が暮らす地域ごとに、当事者に関わる様々な分野・立場の人々が参加して、総合的なケアマネジメント*を行うための連絡会議です。

当事者の支援を行う様々な分野の専門職の方やその地区の民生委員・児童委員、自治会(町内会など)の方はもちろん、場合によっては、当事者やその家族、友人なども交えながら、当事者の暮らしに密着した、より適切な支援を考えていくための話し合いの場にするものです。

基本施策2：みんなが相談しやすい地域をつくろう

概要

地域住民が抱える生活課題には、地域住民の協力によって解決できるものや、行政や社協、事業者などの専門機関でしか解決できないものがあり、内容によってその解決策は異なります。

いずれの場合も、早い段階で課題が発見されることが重要で、そのためには地域住民が悩み事などを身近に相談できる環境づくりや、課題を適切な機関につなげるための仕組みづくりに努めることが必要です。

施策の内容

1. 身近な相談相手づくり

(1) 現状と課題

近年では、隣近所の付き合いが希薄化しており、地域行事への参加者や自治会(町内会など)をはじめとする地域団体への加入者も減り続けています。かつては、行事や団体ごとの活動を通じて相談ができ、課題が発見されることもしばしばありましたが、今ではそういう状況も少なくなってきました。

近くに相談できる人がいないため、家庭内での介護や子育てに関する不安を抱えている人がいる一方で、そういう実態に気づいた隣近所の人、関わり方がわからず解決につなげられないという状況も増えてきています。

また、地域によっては、会場までの交通が不便などの理由で、サークル活動やサロンなどに参加できないなど、まわりの方々と交流する機会が限られてしまう人もいます。

【お茶の間トークでの意見から】

- ・住民同士の付き合いが少なくなった。
- ・あいさつをしない人がいる。
- ・住民が集まってふれあう場所がない。
- ・口頃の安否確認や災害時などに不安がある。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・何かあっても近くに相談相手がいない。
- ・近所との交流がなく、困ったときに相談できない。
- ・近所との関わりが希薄な人への支援や安否確認は難しい。
- ・噂が気になってひとり暮らしの人への支援がしにくい。
- ・地域の高齢者などの情報がよく知られていない。

(2) 取り組みの方向

困った時に気軽に相談できる相手が身近にいることは、誰もが安心して生活するために非常に大切なことで、それを通じて地域内の困りごとのある人が速やかに発見され、適切な相談機関や福祉サービスの利用につなげることも可能になります。

したがって、日頃の隣近所との付き合いなどを通じて、地域の中で身近な相談ができるような仲間づくりを進めるとともに、困りごとがある人にいち早く対応できるようなコミュニティソーシャルワーカーなどの専門的な人材の育成にも努めます。

◎コミュニティソーシャルワーカーの役割

支援が必要な人が抱える課題について、生活エリアや人間関係などを含んだ地域の環境を重視しながら援助を行う、地域福祉推進の専門職で、社協の職員にもその役割が求められます。

地域内の活動やサービスを、支援が必要な人に結びつけたり、公的制度との関係の調整などを行うとともに、新たなサービスの開発にも努めます。

このような専門職と地域住民などとの連携を強化することで、サービスの向上が図られます。

(3) 取り組みの内容と目標

【市、社協がともに主体となって進めること】

- デイクラブやふれあいいいきいきサロンなどの地域住民による交流の場づくりを推進し、その参加者が増えるように努めます。【再掲】


21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
基礎調査	前年比 +5%	前年比 +5%	前年比 +7%	前年比 +7%

【社協が主体となって進めること】

- 各分野においてサービスを提供する事業所の方々を対象に、地域福祉の必要性や各分野の制度・サービスを学ぶための講演会や研修会を実施します。【再掲】

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検 討	1回	2回	3回	3回 (見直し)

- 身近な生活範囲ごとに、その範囲内に暮らす支援が必要な方々の見守りや声かけなどを行う「福祉協力員」の役割を果たす人の発掘に取り組みます。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検 討	モデル 地区実施	実 施		

◎福祉協力員について

身近な生活範囲の中で、日頃の付き合いなどを通じて支援が必要な方の見守りや声かけなどを行っている人は、「福祉協力員」と位置づけることができます。

福祉協力員は、これまで通りの活動を行いながら、今後はさらに地域の民生委員などとの連携を密にし、必要に応じて状況の報告などを行うことで問題の早期解決にもつなげる、今まで以上に大切な存在となります。

2. 相談窓口の充実

(1) 現状と課題

市内には、高齢者関係では「地域包括支援センター」や「高齢者支援センター*」、「高齢者あんしんセンター*」、障がい者関係では「相談支援事業所*」、子育て関係では「子ども子育て応援センター*」など様々な相談窓口が存在しており、それぞれの相談の内容に応じた対応を行っています。

しかし、その存在が周知されていないせいか、「困った時に、まずどこに相談しているのかわからない」との声もあるようです。さらに、人々が抱える課題も分野別に整理できることばかりではなく、いろいろな分野の問題が複合的に重なっていることも多くなっています。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・気軽に相談できる窓口がない。
- ・必要なサービスを選ぶのが難しい。
- ・家族から暴力を受けていてもなかなか相談をされない。
- ・相談窓口がよくわからず、うまく活用できない。
- ・支援の場所をあちこちに渡り歩くお母さんが多い。

(2) 取り組みの方向

相談窓口は、地域住民が身近に感じる範囲内にあり、相談内容として寄せられる困りごとの的確に対応し、必要に応じて関係機関にスムーズにつなげられることが理想的です。

身近な窓口があれば地域住民も相談しやすく、相談を受ける側にとっても継続して同じ方々の支援に関わる中で、お互いに信頼関係を築くことができます。

したがって、広報活動を通じて既存の相談窓口の認知度が上がるように取り組むとともに、窓口の不足する地域にはその設置を推進するように努めます。

また社協では、分野を問わずに様々な困りごとの相談を受けられるような総合的な窓口の設置についても検討します。

(3) 取り組みの内容と目標

【市、社協がともに主体となって進めること】

- 地域住民が身近に感じる範囲の中に相談窓口が設置されることを推進します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
基礎調査	検討	モデル 地区実施	実施	見直し

- 広報活動を通じて、相談窓口の認知度の上昇を図ります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
基礎調査	前年比 +5%	前年比 +5%	前年比 +7%	前年比 +7%

【社協が主体となって進めること】

- 総合相談窓口について検討し、開設を目指します。

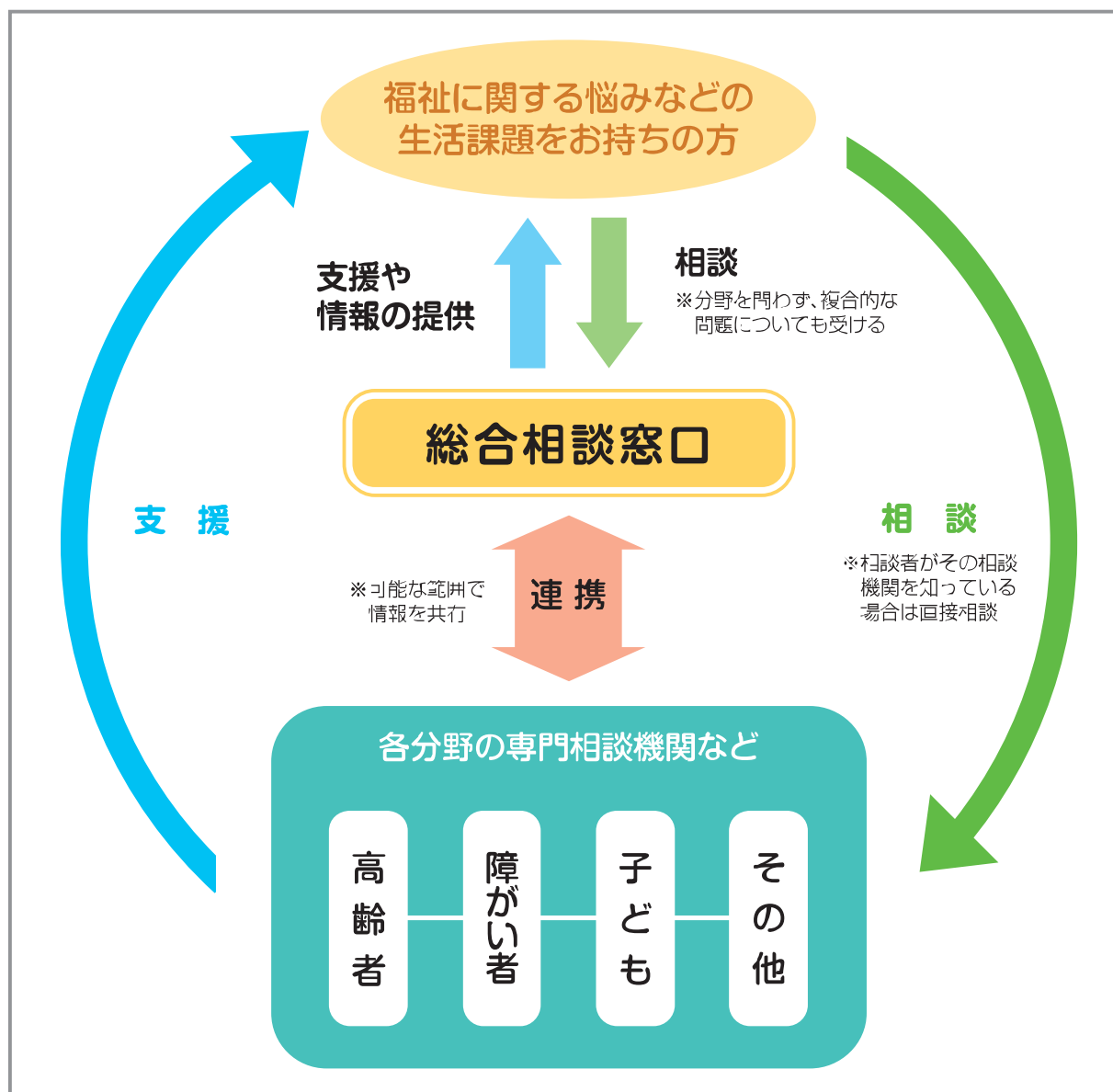
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検討	開設			

◎「総合相談窓口」について

高齢者・障がい者・子どもなどの分野を問わずに様々な相談を受け、相談の内容に応じて、利用できるサービスや専門機関の紹介などの支援を行う窓口です。

それぞれの相談者への適切でスムーズな支援を行うために、日頃から各分野の専門機関との連携を図りながら、相談者に対して様々な分野の情報が提供できるような、利便性の高い総合的な窓口となります。

(図表4-1) 総合相談窓口のイメージ



基本施策3：ふれあい、交流の場をつくろう

概要

地域の中に誰でも気軽に立ち寄れる場所があれば、そこに地域の住民が集い、時には世間話をするような交流の場となり、自然に人と人とのつながりが生まれます。他愛ない世間話も、情報交換につながり、支援が必要な人の状態に気づくきっかけとなることもあります。

また、このような場所は、地域での福祉活動に協力したいという思いを持つ住民の方が必要な情報を得ることができる拠点としての機能を持つことも期待できます。

施策の内容

1. 気軽に集まれる場所づくり

(1) 現状と課題

近年では、郊外型スーパーの増加などの影響で地域内の商店が減ったため、そこで買い物する人による交流の機会も少なくなってきました。さらに、近所同士でお互いの家を行き来する近所付き合いをはじめ、自治会(町内会など)や子ども会の活動で地域内の公民館や集会所を利用する機会も次第に減ってきています。

地域によっては、高齢者が集まるデイクラブやふれあいいきいきサロンのほか、子育てサークルなどの活動が行われているところもありますが、内容や実施場所によっては、誰もが気軽に参加できないこともあります。

特に、障がいのある人やその家族にとっては、そのような交流の機会を確保することは難しく、機会があってもなかなか参加できないというのが実態です。

【お茶の間トークでの意見から】

- ・住民同士の付き合いが少なくなった。
- ・子ども会や老人会の活動が活発でない。
- ・行事や集まりの場所が遠くて、高齢者が参加できない。
- ・町内の公民館が活用されていない。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・地域の高齢者の状況が知られていない。
- ・親の都合で外に出られずストレスを溜めている子どもがいる。
- ・障がい者と地域の人とのコミュニケーションが大変。
- ・地域の中に認知症への理解が薄い。

(2) 取り組みの方向

かつてのような身近な情報交換の場としての「井戸端会議」が見られなくなった今、その機能を果たす場所を地域の中に確保できれば、地域住民も気軽に立ち寄り、その中で地域内の方々と交流し、話題を共有することもできます。

その場所が身近であればあるほど、地域住民は自分の居場所として利用しやすく感じることができるため、身近な既存の施設を利用するなどの工夫をすることで、十分その場所を確保することができます。地域内の公民館や空き店舗など小地域単位の施設も、地域住民が気軽に立ち寄って会話を交わす場所として利用することが可能です。

そのような情報の収集と提供を行いながら、地域住民の「居場所づくり」を推進します。

(3) 取り組みの内容と目標

【市、社協がともに主体となって進めること】

- デイクラブやふれあいいきいきサロンの実施場所の増加を図ります。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
130か所	200か所	276か所	検 証	見直し

- 地域内の公民館や空き店舗などを利用し、「地域のお茶の間づくり(仮称)」と題した地域内での交流の場所づくりを推進します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検 討	検 討	モデル 実施	実 施	見直し

◎ 「地域のお茶の間づくり(仮称)」について

地域内の公民館や空き店舗などの既存施設を活用し、誰もが気軽に集える、地域の「縁側」になる場所として、新たな交流の拠点づくりを支援していくものです。

場所の設定は、地域住民やボランティアの方などが行い、特に何をすると決めるわけではなく、誰もが好きな時に好きなだけ居られるような場所にしていくことを目的にします。

2. コミュニケーションの場の活用

(1) 現状と課題

各地にマンションなどの集合住宅や新しい団地が増え、地域内での住民の近所付き合いが減ってきている中で、地域に誰が住んでいるかわからないというような状況も増えてきており、単にあいさつをするなどのコミュニケーションの機会も減少しています。

そのような地域の中で暮らす支援が必要な方々は、地域とのつながりを感じられず、孤立していくことにもなりかねません。

【お茶の間トークでの意見から】

- ・あいさつしない人がいる。
- ・アパート、マンションの住人など、地域に知らない人が多い。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・子どものコミュニケーション力が不足している。
- ・周りに障がいを理解されていない。
- ・近所に孤立し閉じこもっている人がいる。

(2) 取り組みの方向

地域の中で住民がふれあい、交流する場は、必ずしも場所が限定されるものではありません。人と人が出会って、話をすることそのものが交流の場所になります。

初めから深く知り合う必要は無く、まずはあいさつに始まり、声をかけ合うことで、地域住民一人ひとりが顔見知りの関係になり、お互いがそこに住む地域の一員であることを確認し合うことが大切です。

そのような声かけやあいさつを地域ぐるみで推進し、顔の見える地域づくりを進めることは、地域福祉の基本となる取り組みの一つです。

(3) 取り組みの内容と目標

【社協が主体となって進めること】

- 社対協等と連携したあいさつ、声かけ運動を推進します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検 討	実 施			